

## 社団法人 全日本不動産協会常勤役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全日本不動産協会定款第17条の規定に基づき、協会の常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与の種類は、基本給及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第3条 役員の給与の支給日は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

(給与の支給方法)

第4条 役員の給与は、法令等に基づき、その役員の給与から控除すべきものの額を控除し、その残額を通貨で、直接又は銀行振込により本人に支給する。

(基本給)

第5条 役員の報酬は年額をもって、理事長が別に定める額とし、報酬年額の12分の1の額をもって基本給の月額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、交通機関を利用して通勤する役員に対し、1ヵ月定期券（回数券を含む）の購入費に相当する額をもって支給する。ただし、購入月額が非課税額を超える場合には、その超える額の2分の1を限度として加算する。

附 則

この規程は、平成17年 5月12日 から適用する。

現在、役員に関する報酬は支給しておらず、今後も支給する予定はない。

## 社団法人 全日本不動産協会常勤役員退職金支給規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人全日本不動産協会定款第17条の規定に基づき、協会の常勤の役員（以下「役員」という。）の退職金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職期間1年につき、役員が退職し、解任され、又は死亡した日におけるその者の基本給の月額に1.5以内の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の在職年数に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(退職金の支給)

第4条 退職金は、法令に基づきその役員の退職金から控除すべきものの額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、速やかに支給する。

附 則

この規程は、平成17年 5月12日 から適用する。

現在、役員に関する退職金は支給しておらず、今後も支給する予定はない。